

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

<p>中瀬牧西線</p>	<p>路線名</p>
<p>深谷市中瀬字向島一六二二番五地先から同市中瀬字向島一八三九番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十二月二十二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二六六・六〇メートル</p>	<p>備考 平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路区域の供用開始である。</p>